# 令 和 3 年 度 年 度 計 画

国立大学法人北海道大学

令和3年3月31日

# 令和3年度 国立大学法人北海道大学 年度計画

- I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
  - 1 教育に関する目標を達成するための措置
    - (1)教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置
    - ①-1 グローバルに活躍する力を養うため、第2期中期目標期間に開設した全学横断的な教育プログラムである「新渡戸カレッジ(学士課程)」及び「新渡戸スクール(大学院課程)」をさらに充実させた教育内容で実施し、両プログラムにおいて合わせて延べ1,000名以上の修了者を輩出する。また、新渡戸カレッジ及び新渡戸スクールにおいて、学生の学修過程を可視化できる修学ポートフォリオを開発し、各学部・研究科等においても順次導入する。(戦略性が高く意欲的な計画)
    - ・①-1-1 新渡戸カレッジにおいて、学士課程から修士課程までの一貫した人材育成 プログラムを継続して実施するとともに、新渡戸カレッジ及び新渡戸スクー ルの統合後の運営体制や教育課程等について引き続き検証する。
    - ・①-1-2 新渡戸カレッジの学士課程学生向けポートフォリオシステムについて、学生・関係者の利便性を向上させるためのシステム改修を行う。
    - ①-2 学生の主体的な学びを促進させるため、教育環境の整備を進め、アクティブ・ラーニング及び情報コミュニケーション技術等を活用した授業科目の開講数を増加させる。また、社会的ニーズに対応し、全学部を横断する新たな共通科目群を開設するとともに、ビジネス・スキル、専門職倫理等の授業科目を開設する。
    - ・ $\hat{\mathbb{D}} 2 1$  コロナ禍への対応を踏まえ、オンライン授業におけるアクティブ・ラーニングの充実策を取りまとめる。
    - ・①-2-2 学士課程教育プログラムにおいて、データサイエンスの実践的な課題解決能力の養成を目的とする「実践教育プログラム」を開始するとともに、コロナ禍においても効果的な教育を提供できるようラーニング・コモンズを利用した、オンライン受講が可能なセミナー等を積極的に実施する。
    - ①-3 第2期中期目標期間に導入したナンバリング制度、国際通用性のあるきめ細かな GPA制度等を活用し、教育課程のさらなる体系化と学修成果の検証体制の構築を 推進する。また、全学部・研究科等において、積極的にクォーター制の導入を推進 し、平成28年度までに全学部に導入するとともに、平成31年度までに、全学部・研究科等においてアセスメント・ポリシー(学修成果の評価方針)を策定する。
    - ・(1-3-1) 教育活動の内部質保証のため、全学部・学院等において、アセスメント・ポリシーに基づく点検・評価を行う。
    - ①-4 国際社会の発展に寄与する人材を育成するため、ジョイント・ディグリー・プログラムをはじめとする海外大学との共同教育プログラムを新たに10件以上開設するなど、国際通用性のある大学院教育を実施する。(戦略性が高く意欲的な計画)
    - ・①-4-1 コチュテル・プログラム及びダブル・ディグリー・プログラムについて、 令和2年度に行った検証結果を踏まえ、必要に応じて改善を行うとともに、 継続して実施する。

#### (2)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- ①-1 教職員等の教育力・教育支援力を高めるため、平成27年度に開設した「高等教育研修センター」において、ニーズに対応したファカルティ・ディベロップメント(FD)、スタッフ・ディベロップメント(SD)等の研修プログラムを一元的に開発し、実施する。また、英語による授業を拡充するため、英語を母語とする講師によるFDプログラムを拡充する。
- ・①-1-1 高等教育研修センターにおいて、コロナ禍への対応を踏まえた全学的なFD、SD、プリペアリング・フューチャー・ファカルティ(PFF;大学教員養成)等の各種研修、及び英語を母語とする講師によるFDを継続して実施する。また、学内ニーズに対応して、令和2年度に新たに開始したFDの効果を検証する。
- ①-2 総長直轄のマネジメント組織である卓越人材育成推進室を中核として、国内外機関との連携により高度な知のプロフェッショナルを輩出する卓越大学院プログラムを推進し、その取組や成果を大学院全体の教育改革へ波及させるための教育環境を整備する。
- ・①-2-1 卓越大学院プログラムの優れた取組や成果を大学院全体の教育改革へ波及 させるための具体的な方策について、卓越人材育成推進室と大学院教育改革 ステーションが連携しながら検討を進め、教育環境を整備する。

#### (3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- ①-1 学生が安心・安全で充実したキャンパスライフを送ることができるようにするため、学生支援組織間の連携を強化し、進路・履修相談、経済的支援、就職支援、キャリア支援等の取組を実施する。また、奨学金及び授業料免除については、既存制度の検証を行い、よりきめ細かな支援制度に改善する。
- ・①-1-1 コロナ禍への対応を踏まえつつ、学生相談総合センターを拠点として、学生相談の機能をさらに拡充し、関係組織間の連携を強化するとともに、学生、教職員等に対する学生支援についての広報をさらに充実させる。また、令和2年度における検証結果を踏まえ、学習支援、就職支援及びキャリア形成支援等の取組を適宜改善するとともに、継続して実施する。
- ①-2 全ての学生にとって教育の機会が公平に提供されるキャンパスを目指し、特別修 学支援室の体制整備など、障がいのある学生を支援する体制を拡充させるととも に、教職員・学生を対象とした継続的な研修を実施する。また、平成 29 年度まで にバリアフリー整備計画を策定し、ユニバーサルデザインに配慮したキャンパスに 整備する。
- ・①-2-1 障がいのある学生をサポートする支援学生に対する研修及び「学生相談総合センターアクセシビリティ支援活動賞」による表彰、支援学生の裾野拡大に向けた全学教育科目の開講、並びに教職員向けのFD及びSD研修を継続して実施する。また、これらの取組の成果について検証を行い、支援のさらなる充実に向けて、部局との連携を踏まえた改善策を実施する。

#### (4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

- ①-1 第2期中期目標期間に導入した、入学後に所属する学部を決める「総合入試」制度を検証する。また、ボーダレスなグローバル社会をリードする意欲と資質を持った人材を人物本位で選抜するため、平成30年度入試から国際バカロレア等を用いた「国際総合入試」を開始する。さらに、大学院課程を中心に、テレビ会議システム、海外オフィスを活用した渡日前入試を拡大するなど、国際化に対応した入学者選抜を実施する。
- ・(1-1-1) 「フロンティア人材評価システム」を発展させ、コンピテンシーに基づく 多面的な評価を導入した TypeIと、高等学校での学習及び適性を重視する TypeI02区分から成る、新たな総合型選抜「フロンティア入試」を 実施するとともに、「総合入試」の検証を行う。
- ・ $\mathbb{O}-1-2$  令和 2 年度に作成したオンラインを利用する入試の事例をまとめたマニュアルの活用等により、大学院課程を中心に渡日前入試のさらなる導入を推進する。

#### 2 研究に関する目標を達成するための措置

#### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- ①-1 世界トップレベルの研究を推進するため、医療・創薬科学分野、食・健康科学分野、物質・材料科学分野、フィールド科学分野等の本学が強みを有する重点領域研究に対し、研究費・人材・スペース、リサーチ・アドミニストレーター(URA)等を活用した全学的研究マネジメントによる支援を行う。これらにより、新たな部局横断型研究プロジェクトを5件以上創出する。
- ・①-1-1 URA等を活用した全学的研究マネジメントによる支援を行い、将来の研究リーダーたりうる若手研究者の育成等を推進する。また、研究IRに基づくデータ等を活用して、これまでに形成した部局横断型研究プロジェクトの成果を分析し、第4期中期目標期間において重点的に支援するテーマの選定を開始する。
- ①-2 本学の特色ある研究領域である北極域研究等を核として、異なる視点を持つ研究者の知のネットワークを形成し、新たに国際共同研究を45件以上展開するなど、 グローバルな頭脳循環のハブとして研究を推進する。(戦略性が高く意欲的な計画)
- ・①-2-1 共同利用・共同研究拠点を中心として、国内外の大学及び研究機関等との 連携による国際共同研究を推進する。特に、北極域の国際共同研究等につい ては、日露ジョイントリサーチラボを設置しているロシアの北東連邦大学と の連携を図り、国際共同研究を促進させる。
- ①-3 第2期中期目標期間に竣工した「フード&メディカルイノベーション国際拠点」 を核として、企業等と本学が対等な立場で研究を行う「イコールパートナーシップ」に基づいた産業創出部門等を5件以上開設するなど、社会実装、イノベーション創出に向けた産学官協働研究を推進する。(戦略性が高く意欲的な計画)
- ・①-3-1 新たな研究分野における産業創出部門等を設置するとともに、学術・産学連携統合データベースとIR戦略プラットフォームのBIレポート機能を併用した高度ポテンシャル分析を活用しながら、企業との契約交渉の体制を強化し、ビジョンを共有した組織対組織型共同研究(コンソーシアム型・ソリューション提供型)を推進する。

- ②-1 若手教員の継続的なキャリア形成支援のため、本学がこれまで培ってきたテニュアトラック制度をいかし、人文社会科学系分野の育成プログラムの充実、外国人教員への支援策等を盛り込んだ新たな育成制度を実施する。この制度により、テニュアトラック教員を15名以上採用し、育成する。
- ・②-1-1 「部局テニュアトラック認定制度」のさらなる普及・定着を推進するとと もに、今後の「北大型テニュアトラック制度」も踏まえた第4期中期目標期 間におけるテニュアトラック事業の方針を策定する。
- ・②-1-2 3大学(本学、東北大学、名古屋大学)による連携型研究者育成プログラムの一環として交流活動やセミナー等のプログラムの共有を継続するとともに、事業終了後の令和4年度以降の若手研究者育成プログラムの内在化と連携体制について検討・構築する。
- ②-2 博士課程学生及び博士研究員のキャリアパスを支援するため、若手研究者と企業が交流するための登録制WEBサイトの拡大、人文社会科学系学生が企業で活躍するためのスキル教育プログラムの開発、教務情報と連動した学生情報データベースの構築等、総合的な能力開発プログラムを実施する。
- ・②-2-1 人文社会科学系の博士課程学生向けキャリアプログラム「A-COLA」 の継続に加えて、理系文系を問わずにキャリアパスを多様化するためのプロ グラム「科学コミュニケーターのマインドセット」等を実施する。また、博 士研究人材育成コンソーシアムにおいて、代表校である本学が中心となり、 事業終了後の令和4年度以降の持続的な運営体制を構築するとともに、各大 学が実施する博士人材育成プログラムの共有を拡大し、博士課程学生等の参 加を促進する。

#### (2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

- ①-1 第2期中期目標期間に導入したURA、産学協働マネージャー等を活用した研究開発マネジメント体制をさらに拡充するとともに、平成30年度までに技術職員組織の一元化を行うなど、研究支援体制を強化する。また、産学協働ファシリテーター育成プログラム等の各種研修プログラムを充実させ、それらを担う人材を育成する。
- ・①-1-1 大学力強化推進本部URAステーションを中心とした全学的な研究開発マネジメント体制を強化するため、URAの能力開発を継続して行うとともに、URAの認定制度等の構築に着手する。
- ・①-1-2 平成 30 年度に技術職員組織として一元化した「技術支援本部」による全学的な技術支援や技術職員のスキルアップを図るための研修等を継続して実施する。
- ・①-1-3 文部科学省「次世代アントレプレナー育成事業EDGE-NEXT」の一環として導入したフィンランド発祥の課題解決プログラム(DEMOLA)による産学協働人材講座(中級版)について、令和2年度に実施した地方公共団体のニーズ調査を踏まえた改善を行うとともに、継続して開講する。
- ①-2 本学の特長である高度な研究設備を学内外に共用するシステム「オープンファシリティ」において、最先端設備等の登録台数、利用者数を、平成27年度比で10%以上、また、設備共用に係る連携・協力機関等を新たに10機関以上増加させるなど、世界水準の研究基盤共用プラットフォームに拡充する。
- ・①-2-1 創成研究機構グローバルファシリティセンターにおいて、研究基盤マネジメント体制を強化するとともに、遠隔利用・自動化に対応した機器の整備等

を行い、ニューノーマルや研究のデジタルトランスフォーメーションへの対応を進める。

- ①-3 平成30年度に創成研究機構に設置した世界トップレベルの研究拠点の形成を目指す「化学反応創成研究拠点(ICReDD)」において、最先端の融合研究を推進するための研究環境及び支援体制の整備を行う。
- ・①-3-1 化学反応創成研究拠点(ICReDD)において、異分野融合による高度 な研究を推進するために必要な研究環境及び施設整備を進める。

## 3 社会との連携や社会貢献及び地域を指向した教育・研究に関する目標を達成するため の措置

- ①-1 知の還元と教育のオープン化を推進するため、社会人及び高校生を対象とした教育プログラム、高等学校との連携事業等を実施するとともに、様々な教育コンテンツをオープンコースウェア・MOOC(Massive Open Online Course)等で公開する。また、「HUSCAP(北海道大学学術成果コレクション)」において、本学の教育研究成果を年間3,000 コンテンツ以上発信する。
- ・①-1-1 社会人及び高校生を対象とした教育プログラム、高等学校との連携事業等を実施するとともに、その効果や実施方法の検証を行い、必要に応じて改善する。また、オープンコースウェア及びMOOC等のオープン教材の公開、 HUSCAPによる教育研究成果の発信をさらに拡大する。
- ①-2 平成28年度に公開スペースを大幅に拡充する総合博物館、国内屈指の蔵書数を 誇る図書館、札幌市民の憩いの場である植物園等、多様な学内施設を活用し、地域 交流を推進する。
- ・①-2-1 総合博物館、附属図書館、植物園等、多様な学内施設において、企画展示やセミナーなどを継続して実施し、利用者視点に立った情報発信を行うとともに、コロナ禍への対応を踏まえつつ、展示・公開方法の改善を進める。
- ①-3 地方自治体等との協働により、政策提言等を行うとともに、地域企業との事業化に向けた共同研究を平成27年度比で10%以上増加させる。(戦略性が高く意欲的な計画)
- ・①-3-1 産学・地域協働推進機構がハブとなり、地方自治体等と複数の部局が関与 する学際的な共同研究を推進するとともに、地方自治体等との協働による政 策提言等を継続する。

#### 4 その他の目標を達成するための措置

#### (1)グローバル化に関する目標を達成するための措置

- ①-1 平成 28 年度に「国際連携機構」を設置し、全学的な連携体制を再構築する。また、総長直轄の国際連携研究教育局(GI-CoRE)に新たなグローバルステーションを 5 拠点以上設置し、ASEAN、北米に新たな海外オフィスを開設するなど、戦略的・組織的な国際連携を推進する。(戦略性が高く意欲的な計画)
- ・①-1-1 新たに策定する国際戦略に基づき、国際オフィサーが中心となり、第4期 中期目標期間に向けた具体的な実行計画を作成する。
- ・①-1-2 国際連携研究教育局(GI-CoRE)において、新たなグローバルステーションを設置するとともに、設置期間が満了したグローバルステーションの円滑な部局定着化を支援し、国際連携研究・教育を一層推進する。
- ・①-1-3 海外オフィスを活用し、戦略的・効果的な国際連携を継続して推進する。 特に、「大学の世界展開力強化事業タイプBロシア」、「日本留学海外拠点

連携推進事業(ロシア・CIS)」及び「同(サブサハラ・アフリカ)」の 推進により、本学が重点地域と位置づけるロシア及びアフリカとの連携を更 に強化する。

- ①-2 学際的な知的交流を促進するため、世界の研究者と協力して夏の北海道で国内外の学生を教育する「サマー・インスティテュート」、連携した海外大学で、本学と世界の学生が共に学ぶ「ラーニング・サテライト」等、多様な教育プログラムを展開する。これらにより、日本人学生の海外留学経験者を1,250名以上、外国人留学生の年間受入数を2,200名以上に増加させる。(戦略性が高く意欲的な計画)
- ・(1-2-1) コロナ禍への対応を踏まえつつ、海外協定校等において本学の授業科目 (単位付与)を開講し、海外の学生とともに受講できるラーニング・サテラ イト(LS)の推進により、本学日本人学生の海外留学を促進する。
- ・①-2-2 コロナ禍への対応を踏まえつつ、海外の著名な研究者や学内外の学生が本学キャンパスや北海道に集まる「Hokkaidoサマー・インスティテュート」、留学生を対象とした「現代日本学プログラム」「インテグレイテッドサイエンスプログラム(ISP)」など多彩なプログラムを実施し、外国人留学生の受入を促進する。
- ①-3 外国人留学生及び海外留学する日本人学生を対象とした経済、生活、キャリア等に関する支援を充実させるとともに、日本人・外国人混住型宿舎、交流イベント等、日本人学生と外国人留学生が交流する環境を創出する。
- ・①-3-1 海外に留学する日本人学生への奨学金制度の運用、外国人留学生へのキャリア形成支援策の実施及び学内外連携強化など、経済、生活、キャリア等に関する支援を継続して実施する。
- ・①-3-2 混住型宿舎整備に向けた検討を継続するとともに、交流イベントの開催等 により、キャンパス内外において外国人留学生と日本人学生等の交流促進を 継続して支援する。
- ①-4 平成 27 年度に設置した「グローバルリレーション室」の下、北大アンバサダー・パートナー制度を創設し、200 名以上の海外在住OBに委嘱するとともに、海外留学生同窓会を 20 か所以上開設し、国際的な北大コミュニティーを拡充するなど、戦略的な国際広報を推進する。
- ・①-4-1 北大アンバサダー・パートナーと連携し、海外への情報発信をより強化するとともに、新たな海外同窓会の設立を支援する。
- ・①-4-2 本学の研究活動と成果を紹介する「世界の課題レポート」(第3号)について、北大アンバサダー・パートナー及び海外同窓会と連携のうえ、海外に広く周知するとともに、次号発刊に向けた準備を行う。

#### (2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

- ①-1 橋渡し研究加速ネットワークプログラム及び臨床研究品質確保体制整備事業における実績をいかし、革新的医療技術を創出する体制を強化することによって、医師主導治験・先進医療・医療機器等を12件以上承認申請し、また、国際水準(ICH-GCP)に準拠した臨床研究を30件以上実施するなど、日本発の新薬・医療技術・機器の開発に貢献する。(戦略性が高く意欲的な計画)
- ・①-1-1 令和元年度に策定した第二次行動計画に基づき、臨床研究支援のための専門的人材の育成を推進し、臨床研究中核病院としての体制を強化するとともに、先端的研究及び技術開発に係る質の高い治験及び臨床研究等をさらに推進する。

- ②-1 優れた医師を育成するため、平成31年度までに初期臨床研修医等に対する達成 度評価システムを構築するなど、卒前教育と連携した総合診療研修プログラムを充 実させる。また、平成28年度に専門医研修プログラムを構築するなど、研究能力 を持つ優れた専門医を育成する体制を強化する。
- ・②-1-1 令和2年度に見直した初期臨床研修において総合的な診療教育を実施するとともに、見直しの効果を検証し、さらに総合的な診療能力を高めるべく研修コースを充実させる。また、質の高い医療人をシームレスに育成するため、平成30年度に導入した専門医研修プログラムを円滑に運用するとともに、形成的評価を実施する。
- ②-2 全医療人に対して、様々な院内・院外研修会を開催し、キャリア支援及び生涯教育を推進する。また、平成29年度までに倫理教育を推進する部門を設置し、倫理教育を充実させる。
- ・②-2-1 職員の能力向上やチーム医療の推進のための院内・院外研修会を継続して 実施するとともに、看護師の特定行為研修において新たな領域の研修を開講 するなど、キャリア支援をさらに推進させる。また、研究倫理教育の継続し た実施に加えて、全職員を対象とした臨床倫理教育を実施する。
- ③-1 超高齢社会を見据えた医療制度改革に対応する地域と連携した診療体制を構築するとともに、海外の大学病院と連携協定を新たに6機関以上締結するなど、医療のグローバル化を推進する。
- ・③-1-1 地域医療機関への医師配置及びICTを活用した診療体制により地域連携を推進するとともに、コロナ禍も踏まえ、地域のニーズに対応した医療を提供する。また、医療の国際化を推進し、外国人患者の受入体制を充実させる。
- ④-1 病院長のトップマネジメントの下、病院収入の安定的確保に向けた検証を強化し、施設・医療機器の計画的整備を実施する。また、職場環境の改善を検討する体制を構築し、より良い職場環境を整備する。
- ・④-1-1 病院の財務状況の改善に資する増収策及び支出削減策を講じ、医療機器等の整備や病院再開発に向けて経営基盤を強化する。また、医療従事者の働き 方改革に対応する診療・職場環境の改善策を講じる。

#### Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

- ①-1 総長のリーダーシップの下、総長補佐体制の整備、監事による業務監査、経営協議会、海外アドバイザリーボード、大学力強化推進本部での学外委員の意見の活用等により、ガバナンス機能をより強化する。また、平成27年度に設置した「総合IR室」において、教育、研究、管理運営等の諸活動に関する情報を収集・分析し、経営戦略策定を支援する。
- ・①-1-1 「経営戦略室」をはじめとした基盤的課題に係る企画立案組織に加え、令和2年度に設置した「未来戦略本部」が、大学の直面する喫緊の諸課題に機動的に対応し、大学全体の横断的な経営戦略を策定する。また、監事による業務監査結果及び経営協議会学外委員など、外部有識者からの意見を大学運営に活用する。

- ・ $\mathbb{O}-1-3$  IR戦略プラットフォームを活用して、総合IR室が行う先端的なデータ分析手法を反映させた新たなBIレポート機能を開発し、学内に提供するとともに、活用を促す。
- ・①-1-4 総合IR室において、本学の諸活動に関するデータを集約・分析し、取り組むべき課題について学内の共通認識を醸成するため、「北海道大学ファクトブック」を作成する。
- ①-2 本学の重点的な施策を機動的に実施するため、総長の裁量による経費を拡充するとともに、資源配分に関する検証を不断に行い、学内資源の再配分を戦略的に実施する。
- ・①-2-1 学内資源の再配分を実施する。また、第4期中期目標期間における国立大 学運営費交付金の在り方に関する検討状況を踏まえ、戦略的かつ重点的な資 源配分ルールを検討する。
- ②-1 優れた業績を持つ教員の獲得、教員の職務に対するモチベーションの更なる向上 及び流動性の促進のため、第2期中期目標期間に創設した正規教員の年俸制、クロ スアポイントメント(混合給与)制度、ディスティングイッシュトプロフェッサー 制度等、柔軟な人事・給与制度の適用を促進する。特に、年俸制については、より 公平かつ透明性のある制度として推進し、正規教員の適用者を800名以上に増加さ せる。
- ・②-1-1 優秀な教員の確保等を目的としてこれまでに創設した柔軟な人事・給与制度を継続して実施する。特に、年俸制については、人事給与マネジメント改革を推進するため、新たな年俸制を策定するとともに、業績評価制度をより厳格化する。
- ②-2 組織の活性化・国際化を促進するため、多様な経歴・能力を有する職員を採用するとともに、SDプログラムを通して、職員の資質を向上させる。特に、国際対応力を強化するため、TOEIC700点以上の職員比率を正規事務職員全体の20%以上に増加させる。
- ・②-2-1 事務職員の資質向上を図るため、SD研修を継続して実施する。特に、英 語能力向上のための研修等を実施し、TOEIC700点以上の事務職員を増 加させる。
- ②-3 組織の多様性を高めるため、インセンティブ付与等の多様な方策の実施により、 若手・外国人・女性教員の積極的採用を促進し、外国人教員数を 200 名以上、女性 教員数を 450 名以上に増加させる。
- ・②-3-1 若手・外国人・女性教員の増加策を継続して実施するとともに、総合的な 人事計画の下、教員組織における年齢構成の適正化及び多様性のある雇用確 保の進捗管理を行う。
- ②-4 女性教職員の活躍推進のため、女性管理職比率を正規教職員全体の 15%以上に 増加させる。
- ・②-4-1 女性の管理職への積極的な登用を実施し、女性管理職比率を15%以上とする。

- ②-5 教職員のワークライフバランスの充実のため、平成29年度までに教職員休暇制度、平成31年度までに子育て支援制度を改善するなど、働きやすい職場環境作りを推進する。
- ・②-5-1 令和2年度までに改善した教職員休暇制度及び子育て支援制度について、 利用を推進するとともに、令和2年度に実施した改善策について検証する。

#### 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- ①-1 教育研究組織の機能を強化するため、平成29年度までに組織等の在り方を不断に検証し改革する仕組みを導入する。また、教員組織と大学院教育組織の分離、国際大学院の設置等に取り組み、8大学院以上の組織再編を行う。(戦略性が高く意欲的な計画)
- ・①-1-1 平成 28 年度に組織等の在り方を検証・改革する仕組みとして導入した 「ガイドライン」と平成 29 年度に策定した「組織整備に関する基本方針」 の検証を行うとともに、第 3 期中期目標期間に実施した組織整備の検証を行 う。また、これを踏まえ、第 4 期中期目標期間以降における教育研究組織の 在り方を検討する。
- ・①-1-2 令和3年4月に、研究組織の機能を強化するために、既設の研究センター を組織再編し、「人獣共通感染症国際共同研究所」を設置する。
- ・①-1-3 「情報科学院」の入学定員変更に向けた準備を行う。

#### 3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- ①-1 大学運営及び教育研究の円滑な遂行に資するため、平成28年度までに第2期中期目標期間に実施した取組のフォローアップを行うとともに、平成29年度から新たな事務効率化・合理化の取組を実施する。
- ・①-1-1 平成29年度に策定した「事務等の効率化及び合理化に関する基本方針」に基づき、事務改善を順次実施する。

#### Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

## 1 外部資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- ①-1 外部資金獲得に向けて、平成29年度までに「産学・地域協働推進機構」が主導する組織型協働研究等の発掘・管理体制の強化及び研究関連情報の集約を実施するほか、外部資金等の獲得支援をさらに充実させるなど組織的・戦略的な取組を実施し、外部資金を平成27年度比で10%以上増加させる。
- ・①-1-1 産学協働マネージャーのさらなる増員等により、特許権実施等収入が期待 される有望な学内シーズの絞り込みと単独特許の出願支援、及び国内外の企 業との大型共同研究への展開を加速する。また、科学研究費助成事業をはじ めとする外部資金獲得支援を充実させるなど、組織的・戦略的な取組を継続 して実施する。
- ①-2 安定した財政基盤を確立するため、本学が有するブランド力、キャンパス内の多様な資源を活用し、商標使用料の確保、本学で定めている各種料金の見直しを行うなど、自己収入拡大に向けた取組を実施する。
- ・①-2-1 自己収入の拡大に向けた取組を実施する。特に、第3期中期目標期間に実施した自己収入の拡大に向けた取組を総括するとともに、令和2年度に実施した検証結果を踏まえ、第4期中期目標期間中のブランド活用等に向けた改善策を取りまとめる。

- ①-3 企業、同窓会等の多様なステークホルダーに向けた活発な募金活動を展開し、北 大フロンティア基金を増加させる。
- ・①-3-1 本学卒業生をメインターゲットとして平成30年度に創設した基金事業「北大みらい投資プログラム」を広く周知するとともに、多様なステークホルダーへ募金活動を展開し、継続的寄附及び裾野拡大に向けた取組を実施する。また、これまでの募金活動状況を検証し、今後の方針を検討する。

#### 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- ①-1 外部委託業務等の既存契約の仕様、契約方法の見直しを行うなど、効率的な経費 執行に資する多様な取組を実施する。
- ・①-1-1 効率的な経費執行に資する様々な取組を実施する。特に、主要取引銀行契約、給与計算業務のアウトソーシング契約の見直し及び電子購買システムの利用拡大に向けた方策を継続して実施する。

#### 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- ①-1 平成 29 年度までに不動産等貸付料金の見直しを行うなど、資産の運用状況の把握、有効利用の拡大に向けた方策を実施する。
- ・①-1-1 不動産等の有効利用の拡大に向けた方策を継続して実施するとともに、第 3期中期目標期間に実施した不動産等の有効利用拡大に関する取組を総括す る。

## IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき 措置

#### 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- ①-1 全学の自己点検・評価及び法人評価・認証評価に向けた実施体制を強化するとともに、各部局等が行う自己点検・評価を効果的・効率的に実施するための支援を行う。また、得られた評価結果を改善にいかすため、評価結果のフォローアップを毎年度実施する。
- ・①-1-1 大学機関別認証評価を受審するとともに、第3期中期目標期間終了時評価に向けて、自己評価書の作成方針等を定め、自己評価書の作成に着手する。

#### 2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

- ①-1 グローバル社会における情報ニーズに対応した広報体制を整備し、広報媒体の多言語化、ソーシャル・ネットワーキング・サービス、同窓会組織との連携等を活用した戦略的広報活動を実施する。
- ・①-1-1 本学ホームページのコンテンツの改善を行うとともに、SNSの活用や 校友会・同窓会ネットワークとの連携による積極的な情報発信を行うな ど、多様なステークホルダーに向けた北大ブランディングを強化する。

#### Ⅴ その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- ①-1 魅力溢れるキャンパスの形成を推進するため、平成29年度までに「キャンパスマスタープラン2006」を強化・充実させた新マスタープラン、平成31年度までに新たに函館地区を対象としたマスタープランを策定し、計画的な施設の整備及び運用を推進する。
- ・(1-1-1) 新キャンパスマスタープランに基づくアクションプラン (個別の実行計画) の立案及び実行等、施設マネジメントを推進する。

- ①-2 第2期中期目標期間に国内大学で最初に策定したサステイナブルキャンパス評価システムを活用し、一般廃棄物排出量を平成27年度比で10%以上削減するなど、省エネルギー化、地域との連携等に配慮したサステイナブルキャンパス作りを推進する。
- ・①-2-1 サステイナブルキャンパス構築のため、「アクションプラン 2016」に基づいた一般廃棄物排出量削減のための活動を推進するとともに、サステイナブルキャンパス評価システムを活用したPDCAサイクルを実行する。
- ①-3 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づく P F I 事業として、環境資源バイオサイエンス研究棟改修施設整備等事業を推進する (平成 30 年度まで)。
- ・平成30年度でPFI事業終了のため、年度計画なし

## 2 情報環境整備等に関する目標を達成するための措置

- ①-1 平成27年度に策定した「情報環境推進に関する行動計画」に基づき、人事情報・財務情報等の基幹業務系システムの更新時に最適化を推進するなど、情報環境の整備を全学的に実施し、その成果を検証する。
- ・①-1-1 第三期の「情報環境推進に関する行動計画」の最終評価を実施するとともに、第四期の行動計画を策定する。
- ①-2 研究力強化のため、平成30年度までに計算処理能力が現行の学際大規模計算機 システムの10倍以上に増強されたアカデミッククラウドシステム等を導入し、研 究・実験等のビッグデータのアーカイブ基盤を構築するなど、学術情報基盤を整備 する。
- ①-2-1 アカデミッククラウドシステム及びスーパーコンピュータの次期システムの調達に着手する。
- ①-3 情報コミュニケーション技術を活用した教育を推進するため、平成31年度までに学内共用無線LANアクセスポイントの拡充、ファイアーウォール等の強化等、ネットワーク環境を整備し、充実させる。また、サイバーセキュリティに関する教育体制を整備する。
- ・ $\hat{\mathbb{D}} 3 1$  e ラーニングシステムによる情報セキュリティ研修を継続して実施し、受講率 100%を達成する。
- ・①-3-2 コロナ禍への対応を踏まえ、令和2年度に実施した「学内共用無線LANアクセスポイント需要調査」の結果に基づき、未設置の講義室等へアクセスポイントを新設するとともに、老朽化した機器の更新に着手する。

#### 3 安全管理に関する目標を達成するための措置

- ①-1 平成 27 年度に構築したリスクに係る責任・管理体制の下、平成 29 年度までに全学的なマニュアル・事例集等を整備するとともに、平成 30 年度から専門家によるマネジメントセミナーを開催するなど、リスクマネジメント教育を充実させる。
- ・①-1-1 令和元年度に策定した「部局版危機対応・業務継続マニュアル」の点検・ 見直しを行うとともに、専門家によるリスクマネジメントセミナー・講習会 等を継続して実施する。
- ・①-1-2 令和元年度に策定した「サイバーセキュリティ対策等基本計画」に沿って、情報セキュリティ対策を継続する。

- ①-2 労働安全衛生法その他法令等の遵守に当たり、平成31年度までに巡視の結果に基づく安全衛生情報のデータベース化及び化学物質管理システムの見直し、更新を行う。また、教育研究の場における安全・衛生に関する点検調査を行うとともに、教職員及び学生を対象とした安全教育を充実させる。
- ・①-2-1 令和2年度に改修した化学物質管理システムを継続して運用する。また、 平成29年度に見直しを行ったライフサイエンス系実験従事者に係る健康診 断を継続して実施し、平成30年度以降の受診状況の推移を総括する。
- ・①-2-2 教職員及び学生の安全・衛生の保持のため、安全教育、安全衛生巡視及び 各種実験施設の実地調査を継続して実施する。

## 4 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

- ①-1 研究費不正使用及び研究活動上の不正行為を防止するため、第2期中期目標期間 に構築した独自のeラーニングシステムによる不正防止研修の受講を義務化し、受 講率100%を堅持する。また、物品検収体制の徹底、ハンドブックによる啓発活動 等を実施する。
- ・①-1-1 研究費不正使用及び研究活動上の不正行為を防止するため、e ラーニング システムによる不正防止研修受講率 100%を堅持するとともに、ハンドブッ ク等による啓発活動等を継続実施する。
- ①-2 平成27年度に構築した全学的な推進体制の下、職種・職層等に応じたセミナー研修を開始するなど、コンプライアンスの徹底に向けた方策を実施する。
- ・①-2-1 平成30年度に検討したコンプライアンスの在り方を踏まえて、職種・職 層等に対応したコンプライアンスに関するセミナー・研修等を実施する。

#### 5 他大学等との連携に関する目標を達成するための措置

- ①-1 教育資源を効果的・効率的に活用するため、第2期中期目標期間に他の国立大学 との連携により開始した、遠隔授業システムと単位互換制度を利用した教養教育、 留学生への入学前事前教育、欧州獣医学教育認証取得に向けた獣医学教育等を充実 させる。
- ・①-1-1 北海道地区国立大学教養教育連携実施事業を継続して実施することにより、北海道地区国立大学の教養教育を充実させる。また、コロナ禍への対応を踏まえつつ、留学生への入学前準備教育として、学部及び大学院準備プログラムを継続して実施する。
- ・①-1-2 令和4年度に欧州獣医学教育機関協会(EAEVE)へ提出する中間報告書の作成に向けた準備を進めるとともに、令和元年度の本審査の評価書で指摘された事項の改善に取り組む。
- ①-2 北海道地区の国立大学と連携して、調達業務の共同化、資金運用の共同化(Jファンド)による余裕金の運用等、事務の効率化・合理化のための取組を引き続き実施する。また、大規模災害に備え、安否確認システムを導入している北海道地区の国立大学と合同模擬訓練を実施するなど、関係機関との連携体制を強化する。
- ・①-2-1 北海道地区の国立大学等との共同調達及び資金運用の共同化(Jファンド)による余裕金の運用等を継続して実施する。
- ・①-2-2 安否確認システムを導入している道内国立大学と合同模擬訓練を継続実施する。

## VI 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画

別紙参照

#### Ⅷ 短期借入金の限度額

#### 1. 短期借入金の限度額

9,056,700 千円

#### 2. 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

#### Ⅲ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

#### 1. 重要な財産を譲渡する計画

・ 水産学部附属練習船1隻(北海道函館市 うしお丸 179 トン)を譲渡する。

#### 区 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、その全部または一部を、文部科学大臣の承認を 受けて、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

#### X その他

1. 施設・設備に関する計画

(単位:百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
・総合研究棟(工学系) ・ライフライン再生(給排水設備) ・総合研究棟改修(生命科学系) ・実験実習棟(農学系) ・管理棟(農学系) ・研究教育棟(獣医学系) ・基幹・環境整備(衛生対策等) ・総合研究棟(創成学系) ・練習船「うしお丸」代船建造 ・小規模改修	総額 4,997	施設整備費補助金 (3,478) 船舶建造費補助金 (1,487) 長期借入金 (0) (独)大学改革支援・学位授与機構 施設費交付金 (32)

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備 や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

## 2. 人事に関する計画

組織の活性化・国際化・男女共同参画を促進するため、次の方策を講ずる。

- ・ 優秀な教員の確保等を目的としてこれまでに創設した柔軟な人事・給与制度を継続 して実施する。特に、年俸制については、人事給与マネジメント改革を推進するた め、新たな年俸制を策定するとともに、業績評価制度をより厳格化する。
- ・ 事務職員に対するSD研修を継続して実施し、特に英語能力向上のための研修等を 実施する。
- 若手・外国人・女性教員の増加策を継続実施するとともに、総合的な人事計画の下、教員組織における年齢構成の適正化及び多様性のある雇用確保の進捗管理を行う。
- ・ 女性の管理職への積極的な登用を実施し、女性管理職比率を15%以上とする。

(参考1) 令和3年度の常勤職員数 3,409人 また、任期付き職員数の見込みを 639人とする。

(参考2) 令和3年度の人件費総額見込み44,825百万円(退職手当は除く)

## 別表(学部の学科・課程、研究科の専攻等)

『表(字部の字科・課程	、研究科の専攻寺)		
文学部	人文科学科	740 人	
教育学部	教育学科	220 人	
法学部	法学課程	850 人	
経済学部	経済学科	400 人	
	経営学科	360 人	
理学部	数学科	200 人	
	物理学科	140 人	
	化学科	300 人	
	生物科学科	320 人	
	地球惑星科学科	240 人	
医学部	医学科	667 人	(医師養成に係る分野)
	保健学科	720 人	
歯学部	歯学科	318 人	(歯科医師養成に係る分野)
薬学部	薬科学科	200 人	(
	薬学科	180 人	
工学部	応用理工系学科	640 人	
	情報エレクトロニクス学科	720 人	
	機械知能工学科	480 人	
	環境社会工学科	840 人	
	3年次編入学	20 人	(各学科共通の学生収容定員)
農学部	生物資源科学科	144 人	(1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,
	応用生命科学科	120 人	
	生物機能化学科	140 人	
	森林科学科	144 人	
	畜産科学科	92 人	
	生物環境工学科	120 人	
	農業経済学科	100 人	
獣医学部	共同獣医学課程	240 人	(獣医師養成に係る分野)
水産学部	海洋生物科学科	216 人	(3.1—1.123)
	海洋資源科学科	212 人	
	增殖生命科学科	216 人	
	資源機能化学科	216 人	
法学研究科	法学政治学専攻	85 人	「うち修士課程 40人
			博士後期課程 45人
	法律実務専攻	150 人	(専門職学位課程)
水産科学院	海洋生物資源科学専攻	145 人	(うち修士課程 110人)
			博士後期課程 35人
	海洋応用生命科学専攻	156 人	(うち修士課程 118人)
			博士後期課程 38人
環境科学院	環境起学専攻	133 人	〔うち修士課程 88 人〕
			博士後期課程 45人
	地球圈科学専攻	112 人	(うち修士課程 70人)
			博士後期課程 42人
	生物圏科学専攻	173 人	(うち修士課程 104人)
			博士後期課程 69 人
	環境物質科学専攻	89 人	(うち修士課程 56人)
			博士後期課程 33 人
理学院	数学専攻	136 人	(うち修士課程 88人)
			博士後期課程 48人
	物性物理学専攻	78 人	「うち修士課程 48人」
			博士後期課程 30人

Î			
	宇宙理学専攻	67 人	( うち修士課程 40 人)
			博士後期課程 27人
	自然史科学専攻	138 人	( うち修士課程 78 人)
			博士後期課程 60 人
農学院	農学専攻	392 人	(うち修士課程 284人)
			博士後期課程 108 人
生命科学院	生命科学専攻	346 人	(うち修士課程 232人)
			博士後期課程 114人
	臨床薬学専攻	24 人	(博士課程)
	ソフトマター専攻	50 人	(うち修士課程 32人)
			博士後期課程 18人
教育学院	教育学専攻	153 人	(うち修士課程 90人)
			博士後期課程 63人
国際広報メディア・	国際広報メディア・観光学	130 人	(うち修士課程 94人)
観光学院	専攻		博士後期課程 36人
保健科学院	保健科学専攻	110 人	(うち修士課程 80人)
71.0011 7 120		/-	博士後期課程 30人
工学院	   応用物理学専攻	93 人	(うち修士課程 66人)
	/心/17	00 /	博士後期課程 27人
	   材料科学専攻	99 人	「うち修士課程 78 人」
	77.47.47.47.47	33 /	博士後期課程 21人
	  機械宇宙工学専攻	69 人	「うち修士課程 54人」
	機械于田工子导攻	09 人	博士後期課程 15人
	しまり、おいっとして、サンフェール	67 1	
	人間機械システムデザイン専攻	67 人	52人
	こうよう ではないこ また	C7 I	博士後期課程 15人
	エネルキ゛ー環境システム専攻	67 人	52人
		1	博士後期課程 15人
	量子理工学専攻	55 人	( うち修士課程 40 人)
		22.1	博士後期課程 15人
	環境フィールド工学専攻	66 人	( うち修士課程 48 人)
		<b>=</b> 0.1	博士後期課程 18人
	北方圏環境政策工学専攻	73 人	「うち修士課程 52 人」
	The fate law Love PH 12 2 2 2 2 2 2 2		博士後期課程 21人
	建築都市空間デザイン専攻	59 人	「うち修士課程 44人
			博士後期課程 15人
	空間性能システム専攻	69 人	「うち修士課程 54人
			博士後期課程 15人
	環境創生工学専攻	71 人	∫ うち修士課程 56 人
			博士後期課程 15人
	環境循環システム専攻	51 人	∫ うち修士課程 36 人
			博士後期課程 15人
	共同資源工学専攻	20 人	(修士課程)
総合化学院	総合化学専攻	372 人	(うち修士課程 258人)
			博士後期課程 114人
経済学院	現代経済経営専攻	94 人	(うち修士課程 70人)
			博士後期課程 24人
	会計情報専攻	40 人	(専門職学位課程)
歯学院	口腔医学専攻	160 人	(博士課程)
獣医学院	獣医学専攻	64 人	(博士課程)
医学院	医科学専攻	40 人	(修士課程)
	医学専攻	360 人	(博士課程)
  医理工学院	医理工学専攻	39 人	(うち修士課程 24人)
7 1/2		/ •	博士後期課程 15人
I	16		19 - 10 / 10 / 10 / 10

国際感染症学院	感染症学専攻	48 人	(博士課程)	
国際食資源学院	国際食資源学専攻	48 人	∫うち修士課程	30 人)
			博士後期課程	18 人
文学院	人文学専攻	226 人	∫ うち修士課程	142 人
			博士後期課程	84 人】
	人間科学専攻	59 人	∫ うち修士課程	38 人)
			博士後期課程	21 人】
情報科学院	情報科学専攻	487 人	∫ うち修士課程	358 人)
			博士後期課程	129 人】
公共政策学教育部	公共政策学専攻	60 人	(専門職学位課程)	

(注)上欄の人数は、令和3年度における学生収容定員を示す。

## (別紙)予算、収支計画及び資金計画

1. 予 算

#### 令和3年度 予算

(単位:百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	39, 334
施設整備費補助金	3, 477
船舶建造費補助金	1, 487
補助金等収入	3, 998
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	32
自己収入	42, 699
授業料、入学金及び検定料収入	9, 676
附属病院収入	31, 483
財産処分収入	0
雑収入	1, 539
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	14, 396
目的積立金取崩	566
前中期目標期間繰越積立金取崩	131
計	106, 123
支出	
業務費	82, 696
教育研究経費	51, 182
診療経費	31, 513
施設整備費	3, 510
船舶建造費	1, 487
補助金等	3, 775
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	14, 396
長期借入金償還金	258
計	106, 123

#### [人件費の見積り]

期間中総額 44,825百万円を支出する(退職手当は除く)。

注) 「運営費交付金」のうち、令和3年度当初予算額 36,426百万円、 前年度よりの繰越額のうち使用見込額 2,907百万円

「施設整備費補助金」のうち、令和3年度当初予算額 1,219百万円、前年度よりの繰越額 2,258百万円

「船舶建造費補助金」のうち、前年度よりの繰越額 1,487百万円 「補助金等収入」のうち、令和3年度当初予算額 3,574百万円 前年度よりの繰越額 423百万円

## 令和3年度 収支計画

(単位:百万円)

区分	金額
費用の部	102, 169
経常費用	102, 169
業務費	90, 943
教育研究経費	13, 005
診療経費	18, 603
受託研究費等	9, 427
役員人件費	172
教員人件費	28, 004
職員人件費	21, 729
一般管理費	3, 694
財務費用	71
減価償却費	7, 460
うち受託研究費等	980
臨時損失	0
収益の部	102, 062
経常収益	102, 062
運営費交付金収益	37, 395
授業料収益	8, 532
入学金収益	1, 333
検定料収益	283
附属病院収益	31, 483
受託研究等収益	10, 408
補助金等収益	3, 032
寄附金収益	2, 338
施設費収益	510
財務収益	14
雑益	3, 093
資産見返運営費交付金等戻入	1, 952
資産見返補助金等戻入	877
資産見返寄附金戻入	805
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	△ 107
目的積立金取崩益	0
前中期目標期間繰越積立金取崩益	131
総利益	24

注)総利益(24百万円)の要因は、附属病院に関する借入金元金償還額と当該借入金により取得した資産の減価償却費との差額等によるもの。

## 令和3年度 資金計画

(単位:百万円)

区分	金額
資金支出	118, 241
業務活動による支出	93, 612
投資活動による支出	10, 236
財務活動による支出	2, 274
翌年度への繰越金	12, 118
資金収入	118, 241
業務活動による収入	97, 506
運営費交付金による収入	36, 426
授業料・入学金及び検定料による収入	9, 676
附属病院収入	31, 483
受託研究等収入	10, 408
補助金等収入	3, 998
寄附金収入	2, 420
その他の収入	3, 093
投資活動による収入	4, 997
施設費による収入	4, 997
財務活動による収入	14
前年度よりの繰越金	15, 723